

令和 7 年度中小企業者に関する裁判所の契約の方針

最高裁判所

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 7 年 4 月 2 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 7 年度における裁判所の中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和 7 年度の裁判所における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 2 4 9 億円、比率が約 6 1 % になるように努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績を上回るよう努め、引き続き 3 % 以上を目指すものとする

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により中小企業・小規模事業者提供するように努めるものとする。

また、物件等（工事及び作業その他の役務並びに物件をいう。以下同じ。）の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対してわかりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

経理局営繕課、用度課及び管理課並びに高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の会計課、経理課、管理課又は用度課に「官公需相談窓口」を置き、同窓口において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じるものとする。

3 適切な納期・工期・納入条件の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適切な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、最高裁は各庁の発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。

物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の

車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

また、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和7年3月27日策定）」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 一括調達、共同調達における中小企業・小規模事業者への配慮

一括調達、共同調達を行う際には、調達を費用対効果において優れたものとする等ことに留意しつつ、適切な品目分類、配送エリアの設定等行うよう努めるものとする。

5 知的財産権の取扱いへの留意

発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努め、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

6 一般競争入札における下位等級者の参加への配慮

一般競争入札による競争参加資格の設定に際しては、当該競争に係る物品の製造、物品の販売又は役務の提供等と同等以上の仕様の物品の製造、物品の販売又は役務の提供等をした実績を証明できる者について、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

7 地域の中小企業・小規模事業者の積極活用

少額の随意契約を行う際には、当該地域の中小企業・小規模事業者を見積もり先に含めるよう努めるものとする。

8 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮に努めるものとする。

9 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

10 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性

のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し上記 9 に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れること、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認することなどにより、契約後においても受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

1.1 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定し、当該条項を適切に運用するものとする。

また、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討のうえ、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとし、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合

にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

上記の各対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定。以下「労務費の指針」という。）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況进行评估される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

1.2 消費税の適格請求書等保存様式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

1.3 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域の官公需相談窓口において中小企業・小規模事業者の相

談に適切に対応し、適切な納期・工期の設定に配慮し、発注にかかる工事等の完了後、速やかに代金を支払うとともに、地域中小企業の適切な評価に努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていること等を理由として不当に取引を制限しないものとする。

1 4 令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記 1 3 前段と同様の配慮に努めるものとする。

第 3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の活用のために講ずる措置については、上記第 2 の取組みに加え、次のとおり取り組む。

1 新規中小企業者からの相談における対応

「官公需相談窓口」における新規中小企業者からの相談に対しては、「調達ポータル」への登録を促すものとする。

2 調達の推進

少額随意契約を行う際には、見積先が固定しないよう、国等からの調達実績の少ない新規中小企業者も見積先に含めるよう努めるものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

3 官公需適格組合についての周知

経理局営繕課、用度課及び管理課は、官公需適格組合制度に関し、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の会計課、経理課、管理課又は用度課に対して、一層の周知に努めるものとする。

第4 上記第1ないし第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に適用する。

2 中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、最高裁判所事務総局経理局長の下に、経理局営繕課長、用度課長及び管理課長を構成員とする推進体制を設け、上記第1の目標達成に向けて、調達の現状を踏まえ、実績の向上を図るために有益な情報及び取組事例を共有するとともに、必要に応じて、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に情報提供を行うほか、改善策を協議する。